

袖ヶ浦市小中学校体育施設の再開に向けた感染拡大防止策

袖ヶ浦市教育委員会体育振興課 6月18日作成

はじめに

本防止策は、スポーツ庁が策定した「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」や「袖ヶ浦市社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」を受けて、袖ヶ浦市の学校体育施設を再開するに当たっての基準や再開後の感染拡大予防のための留意点についてまとめたものです。

また、今後の知見の集積及び本地域の感染状況を踏まえて、逐次見直すことがあります。

新型コロナウイルス感染症は、いまだ終息しておりません。特に千葉県は東京都に隣接しており感染の危険性が高い状態が続いています。自覚症状がない感染者が感染させてしまう事例も数多く報告されています。教育委員会では、「学校は子どもたちが安心・安全に学べる場でなければならない」と考えています。子どもたちの命と健康を最優先に守る観点で取り組んでいるため、屋内の学校体育施設の利用再開については慎重に検討してきました。利用再開については、各利用者の皆さまに感染拡大予防の全面的な御協力が必要不可欠ですので、「子どもたちの命を守る」という観点から、ぜひ感染予防策を遵守した活動に御協力ください。

また、これから暑い時期を迎えます。新型コロナウイルス感染症対策と併せて熱中症予防対策を講じながらの活動をお願いいたします。

主な遵守事項

1. 検温や事前事後の手続きができるかつ消毒液・消毒に必要な道具を用意でき消毒作業ができる団体にのみ利用を認める。
2. 考えや利用条件を遵守できない団体には、利用停止とする場合がある。
3. 利用再開前に、必ず学校区運営委員会を開催し、利用再開にあたっての留意点等の周知徹底を図る。
4. スポーツ庁策定のガイドラインや袖ヶ浦市社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドラインに準じた防止策を講じた上で活動をする。
5. 日本スポーツ協会所属の各競技については、団体別に策定されているガイドラインに沿った活動をする。
6. 名簿作成・提出をする。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と万が一感染者が発生した場合の緊急連絡の際に利用する。
7. 利用終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、速やかに体育振興課に濃厚接触者の有無等を報告する。
8. 熱中症対策に十分配慮した活動をする。軽い運動から徐々に負荷をかけていく、また短時間から徐々に時間を延ばす等、運動・スポーツを再開する時は、十分配慮した活動をする。

利用者が遵守すべき事項

【健康チェック（検温）について】

- 利用者は、利用前に必ず検温をする。
- もし、検温をし忘れた場合、一度家へ戻ったり利用団体に用意した体温計で検温したりする。
- 必要に応じて、利用団体に体温計を用意する。
- 体温が37.5℃を超える方、体調不良の方、2週間以内に渡航歴のある方、マスクの未着用の方の利用を禁止する。

【名簿について】

- 必ず利用前に利用者名簿（別紙）を作成する。
- 名簿には、指導者や講師、当番の保護者、応援者等を含め記入をする。
- 利用者名簿は、体育振興課のホームページからダウンロードできる。
- あらかじめ、利用者名簿を作成しておき、当日必要事項のみを記入してよい。
- 名簿作成は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的としている。
- 万が一感染者が発生した場合の緊急連絡の際に利用する。この目的以外に利用することは、一切ない。
- 名簿は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等に基づき、保健所等に対し提供する場合がある。
- この名簿は個人情報の取り扱いに十分注意し、来館日から2箇月保管した後、廃棄する。
- 利用後、管理指導員にカギと名簿と利用券添付した学校体育施設開放日誌（別紙参照）を提出する。

【マスクについて】

- 代表者等が、利用者全員がマスクを準備しているか確認する。なお、運動・スポーツ中のマスクの着用は利用者等の判断によるものとするものの、受付、着替え、表彰式等の運動・スポーツを行っていない間、特に会話する時にはマスクの着用をする。
- マスクを忘れた場合、家へ戻るなどしてマスクを着用した上で利用施設に行く。

【活動にあたって】

事前	事後
<ul style="list-style-type: none">・カギを借りる。・利用者名簿を作成する。・当日、健康チェックをし、利用者名簿の確認項目欄に記載する。	<ul style="list-style-type: none">○利用後、管理指導員に下記のをまとめて返却・提出をする。<ul style="list-style-type: none">・カギ・学校体育施設開放日誌（利用券添付して）・<u>利用者名簿</u>○管理指導員は、学校の担当者に提出をする。○学校の担当者は、体育振興課に提出をする。

利用者が運動・スポーツを行う際の留意点

【密の防止について】

- 運動・スポーツの種類に関わらず、運動・スポーツをしていない間も含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離（2m）を空ける。（介助者や誘導者の必要な場合を除く。）
- 強度が高い運動・スポーツの場合は、呼気が激しくなるため、より一層距離を空ける。
- マスクをしていない場合には、十分な距離を空けるよう特に留意をする。
- 走る・歩く運動・スポーツにおいては、前の人の呼気の影響を避けるため、可能であれば前後一直線に並ぶのではなく並走する、あるいは斜め後方に位置取る。
- 感染拡大予防の観点から、利用者同士の距離は少なくとも2mの距離を空けることが適当である。（障がい者の誘導や介助を行う場合を除く）

概ね	体育館	全面使用の場合	→30名程度
	〃	半面	〃 →15名程度
			*指導者および選手のみとし、体育館内の人数を少なくする。

【換気について】

- 運動・スポーツを室内で実施する場合には、十分な換気を行う。具体的には、換気設備を適切に運転することや、定期的に窓を開け外気を取り入れる等の換気をする。
- 利用中は、定期的（30分に一回以上、数分間程度、窓・扉を全開）に換気をする。

【指導者や保護者について】

- 体育館や武道場の入館については、指導者・講師と当番等の保護者のみとする。
- 保護者の観戦については、基本的に自粛する。
- 怪我や体調不良等の緊急事態に備え、指導者や保護者同士の連絡体制を整備し対応にあたる。
- 話し合いやミーティング等は、できるだけ密にならないように配慮する。（屋外等で）
- 感染症対策と併せて熱中症対策を万全にして指導にあたる。
- あらかじめ、指導者や当番等の保護者も利用者名簿に記入をする。

【衛生面について】

- 運動・スポーツ中に、極力唾や痰を吐かない。
- 飲料、タオル、ビブス等の共用をしない。

【消毒について】

- 市販されているアルコール消毒液や界面活性剤含有の洗浄剤、漂白剤を用いて消毒する。
- 活動前と活動後に、不特定多数が触れる環境表面を消毒する。特に終業後の消毒を徹底する。
- こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施する。
- 消毒液および消毒に必要な道具（ぞうきんやバケツ等）、石鹼（ポンプ型が望ましい）については、利用団体が用意する。

【消毒箇所について】

<ul style="list-style-type: none">・玄関ドア、体育館の鉄扉、窓、手すり、カーテン、防球ネットを引く紐、モップ 等・トイレや手洗い場のドアノブ、スイッチ、蛇口、レバー・接触部分全て・共有して使用した道具（ネット、ボール、支柱、ハンドル、デジタイマー 等） <p>※基本的に体育館の床は消毒しなくてもよい。（WAXが剥がれるため）</p>

【手洗い場について】

- 手洗い場には、石鹼（ポンプ型が望ましい）を用意する。
- 手洗い後に手を拭くためのタオルを個人で用意する。タオルの使い回しをしない。
- 手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒剤を用意する。

【トイレについて】

- トイレ内の複数の参加者が触れると考えられる場所については、こまめに消毒する。
- 手洗い場には石鹼（ポンプ型が望ましい）を用意する。
- 一度に大勢で行かず、密な状態とならないようにする。
- トイレットペーパーについては、利用団体が用意をする。

学校の石鹼や消毒液、
トイレットペーパー
を使わない。

【飲食物について】

- 当面、施設内での飲食は禁止とする。
- ただし、水分補給を認める。（栄養補給ゼリーを認める。）
- 飲み物は、個人で用意する。
- ジャグジー等に入れた飲料の共用する飲み方を禁止とする。
- 飲みきれなかった中味は持ち帰り、各家庭等で処分する。

【応援について】

- 利用中に大きな声で会話、応援等をしない。
- 観客も参加させる場合には、観客同士が密な状態とならないよう、必要に応じ、あらかじめ観客席の数を減らすなどの対応をとる。
- 会話をする場合にはマスクを着用すること等の留意事項を周知する。
- あらかじめ、応援者も利用者名簿に記入をする。

【ゴミについて】

- 出たゴミは、持ち帰る。
- 鼻水、唾液などが付いたごみについては、ビニール袋に入れ密閉して縛り持ち帰る。ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用する。
- マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹼と流水で手を洗い、手指消毒する。

【大会・試合について】

- 6月中の大会（交流・練習試合含）、合同練習会を禁止とする。
- 7月から実施を認めるが、各ガイドラインに準じて実施をする。

万が一、市内学校体育施設から感染者が出た場合、学校が休校となり子どもたちに多大な影響を生じるため、ルールが遵守できる団体だけに貸し出しをしたいと考えている。